

議案第33号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月25日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、非住宅部分における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の算出方法に係る面積区分を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
--	---------

」を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円

」に、

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
---------------------------------------	---------

」を

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円

」に、

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
--	----------

」を

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円

」に、

当該部分の床面積の合計が300	384,000円
-----------------	----------

平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
---------------------------	--

」を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円

」に、

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
---------------------------------------	----------

」を

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円

」に改め、都市の低炭素化の促進に関する

法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

「

当該部分の床面積の合計が300	18,000円
-----------------	---------

平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
---------------------------	--

」を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円

」に、

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
---------------------------------------	---------

」を

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円

」に、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円
--	---------

」を

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円

」に、

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
--	----------

」を

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円

」に、

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
---------------------------------------	----------

」を

建築物の延べ面積が300平方メ	154,000円
-----------------	----------

メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円

」に改める。

別表第3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項中

「

1 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円

」を

1 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円

」に、

モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円

<p>ルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項を除く。)において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>309,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>371,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>435,000円</p>
<p>標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>367,100円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>523,700円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000</p>	<p>646,000円</p>

エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項を除く。)において同じ。)による場合	平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

」を

モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。))第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円

<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する法律に該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合</p>	<p>の</p>	
<p>標準入力法等(実際の設計仕様)の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する法律に該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>284,400円</p>
<p>標準入力法等(実際の設計仕様)の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する法律に該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>367,100円</p>
<p>標準入力法等(実際の設計仕様)の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する法律に該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>523,700円</p>
<p>標準入力法等(実際の設計仕様)の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する法律に該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>646,000円</p>
<p>標準入力法等(実際の設計仕様)の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関する法律に該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上</p>	<p>763,000円</p>

消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつては、当該申請に対する審査の項において同じ。)による場合	25,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

」に改

め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項中

「

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円

	の	
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	141,000円
	の	

」を

「

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円

」に、

「

モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300	102,100円
-------------	-----------------	----------

	平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円

	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	610,000円
--	-----------------------------------	----------

」を

「

モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
	当該部分の床面積の合計が	257,100円

	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

」に改

め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中「第30条第1項の」を「第35条第1項の」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
---	---------

」を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	16,700円
---------------------------------	---------

メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	27,100円

」に、

「

モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの	87,100円
	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	371,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	435,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ	367,100円

	一トール未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	646,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	763,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	871,000円

」を

「

モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が	309,000円

基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。)による場合	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
	当該部分の床面積の合計が	871,000円

	25,000平方メートル以上のもの	
--	-------------------	--

」に改

め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
---	---------

」を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円

」に、

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
---	----------

」を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	77,600円
---------------------------------	---------

一ト未満のもの	
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	102,100円

」に、

「

当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	257,100円
---	----------

」を

「

当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	199,200円
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	257,100円

」に改め、同表建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、

「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	27,100円
---	---------

」を

「

当該部分の床面積の合計が300	16,700円
-----------------	---------

平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円

」に、

「

(ア) モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
(イ) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300	367,100円

を用いて評価する方法をい う。)による場合	平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	646,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	763,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	871,000円

」を

「

(ア) モデル建物法による場 合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの	87,100円
	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	110,700円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	145,700円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	235,700円

	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
(イ) 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円

	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円
--	-------------------------------	----------

」に改

め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更
に該当していることの証明の申請に対する審査の項中

「

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円

」を

「

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ	11,800円
---------------------	---------------------------------	---------

	一トール未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	19,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	56,400円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	90,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	113,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	141,000円

」に、

「

モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	102,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	165,100円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	216,000円

	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	305,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	257,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	366,700円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	453,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	535,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	610,000円

」を

「

モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	77,600円
-------------	---	---------

	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	102,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	165,100円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	216,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	305,000円
標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	199,200円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	257,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	366,700円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	453,000円

	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のも の	535,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のも の	610,000円

」に改

め、同表備考中第14項を第16項とし、第10項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第9項中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第8項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第7項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第2項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第1項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項2、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項2、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項2の(2)のイの（イ）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の申請に対する審査の項2に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項2の(2)のイの（イ）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項2の(2)のイの（イ）に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。